

真岡で\2人の/
結婚生活
始めませんか？



令和8年度

結婚新生活支援補助金

真岡市では婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下の新婚世帯に対して、住宅の取得費用、住宅賃借費用、住宅リフォーム費用、引っ越し費用の一部を補助します。

最大30万円の補助
(夫婦ともに29歳以下の方は60万円)

令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に住居のために支払った費用

詳しくは、裏面参照 令和9年3月8日までに申請ください。

結婚新生活支援補助金

対象となる経費

令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に支払った
下記費用の合計額の一部を支給します。



① 住宅取得費用

② 住宅賃借費用

(賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料)

③ 住居用の 住宅リフォーム費用

(外構工事等は含まない。)

④ 結婚に伴う引越費用

(引越業者又は運送業者への支払いをした費用
処分は含まない)

対象となる世帯

※予算額に達した場合は受付を終了することがあります。
必ず事前にご相談ください。

- ・ 令和8年1月1日から令和9年2月28日までに婚姻届を提出し受理された夫婦の世帯。
- ・ 婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下(誕生日の前日で年齢が加算されます)の方。
- ・ 申請日において新居に夫婦ともに住民基本台帳に登録していること。
- ・ 夫婦の所得の合計額が500万円未満であること。
- ・ ※貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。
- ・ 申請日において自治会へ加入していること。
- ・ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ・ 国の「地域少子化対策重点推進交付金」の活用に基づく補助金(他の自治体を実施するものを含む。)の交付を受けたことがないこと。
- ・ 夫婦のいずれもが市税の滞納がないこと。
- ・ 令和7年度中に補助決定を受けた世帯で、限度額に達しなかった世帯。
- ・ 夫婦のいずれもが次の①・②・④の講座のいずれかを受講又は③の相談を行ったこと。

① ライフデザイン支援講座(動画)

② プレコンセプションケアに関する講座(動画)

③ 医療機関への妊娠・出産に係る相談

④ 共家事・子育て講座(動画)

※受講講座など詳しくは市ホームページをご確認ください。

②の動画はこちら



④の動画はこちら



申請期間 ▶ 令和9年3月8日まで

【問い合わせ】真岡市総合政策部 出会い結婚サポートセンター

TEL 0285-83-1234 FAX 0285-83-5896 mail deaisupport@city.moka.lg.jp

〒321-4395 真岡市荒町5191番地 月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15



真岡市HP